
抗リン脂質抗体症候群診断基準（1998年厚生省難治性血管炎分科会・自己免疫疾患分科会）

A. 臨床所見

1. 静脈血栓症：

下肢あるいは上肢深部静脈血栓症、血栓性静脈炎、肺梗塞・塞栓、Budd-Chiari 症候群、網膜静脈血栓症、副腎静脈血栓症など、静脈血栓に伴う病態。

2. 動脈血栓症：

脳梗塞、一過性脳虚血性発作、虚血性心疾患、心弁膜症、腎微少血栓による腎症、皮膚潰瘍、指趾壊疽、網脈動脈血栓症、腸梗塞、肝梗塞、その他の臓器梗塞、などの動脈血栓に伴う病態。

3. 習慣流産・子宮内胎児死亡：

他に原因のない2回以上の第一期流産または一回以上の第二期以降の流産の既往がある場合。

4. 血小板減少

最低3ヶ月以上の間隔をあげ、2回以上10万/ μ L未満の血小板数を認めること。

B. 抗リン脂質抗体

1. 抗カルジオリピン抗体陽性：

確立された測定法により、検査時期を異にして2回以上、IgGクラスまたはIgMクラスの抗体が陽性であること。ただし、感染症を合併する場合には、抗カルジオリピン抗体の2-glycoproteinI（2-GPI）依存性抗体であることを確認することが望ましい。

2. ループス抗凝固因子陽性：

活性化部分トロンボプラスチン時間またはカオリン凝固時間のmixing test、希釈ラッセル蛇毒時間、血小板中和試験、hexagonal testのいずれかも検査法により、検査時期を異にし2回以上陽性であること。

C. 診断基準

基礎疾患の有無を問わず、経過中にA.臨床所見の4項目中1項目以上を認め、かつ、B.抗リン脂質抗体のうちいずれか1項目を認める場合に、抗リン脂質抗体症候群と診断する。
